

令和3（2021年）年8月25日

小田原市立小・中学校の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 柳下 正祐

小田原市立小・中学校における9月以降の教育活動等について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃より新型コロナウイルス感染症対策に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

今般、新型コロナウイルス感染症は、デルタ株への置き換わりが進み、全国的に新規感染者数が急激に増加しており、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。

小田原市教育委員会では、夏季休業期間中に教職員へのワクチン接種を進めるなど、新型コロナウイルス感染症の予防対策に取り組んでいますが、最近の感染状況の変化に対応し、児童生徒の健やかな育ちと学びを保障することが求められているという認識のもと、**緊急事態宣言の措置期間【9月1日（水）から9月12日（日）まで】**の教育活動等について、次のとおりお知らせします。

なお、今後、感染状況等により本日のお知らせの内容を変更する場合がありますので、その際は改めてお知らせします。

1 家庭内での感染防止対策の徹底について

緊急事態宣言が発出されていること及び小田原保健福祉事務所管内の感染者数が増加している状況から、当面の間、**健康観察票に御家族の健康状態を記入**いただくとともに、**児童生徒本人又は同居家族に発熱等の風邪症状等が見られる場合には、登校を控えて**くださるよう御協力をお願いします（この場合は**出席停止（※）**となります。）。

また、不要な外出を控え、引き続き家庭内での感染防止対策を継続してください。

※出席停止は、感染症の予防等のための措置で、欠席とは異なります。

2 教育活動について

(1) 午前中のみの短縮授業 【9月1日（水）から9月10日（金）まで】

- ・可能な限り密を避け、マスク着用と換気を徹底します。
- ・当面の間、感染リスクの高い教育活動の実施を見合わせます。

※時程など詳細については、各学校からのお知らせを御覧ください。

(2) 部活動の原則休止 【9月1日（水）から9月12日（日）まで】

※大会等の参加により、短時間での活動を認める場合があります。

3 学習支援について

(1) 学習用端末の持ち帰り（貸与）

短縮授業の期間は、家庭で過ごす時間が増えるため、家庭学習の一部として学習用端末を

活用することができます。（家庭にインターネットにつながる通信環境が必要となります。
家庭に通信環境がない場合は、放課後に学校で学習用端末を使用できる機会を提供します。）

なお、登下校時の持ち運びが負担となる場合等があるため、対象となる学年等の詳細については学校から別途お知らせします。

(2) 自宅待機が必要な児童生徒及び登校を控える児童生徒への学習支援

陽性者や濃厚接触者として自宅待機（療養など）となった児童生徒や、感染の不安等から登校を控える児童生徒等には、学校が個別に学習の支援（学習プリント等の課題の提示、授業のライブ配信など）を行います。詳細については、担任又は学校に御相談ください。

（これらの場合も出席停止となります。）

(3) クラスターの発生に伴う臨時休業等への備え

今後の感染状況によっては、クラスター等が発生し、学級・学年単位等で臨時休業となることも想定されますので、そのようなリスクに備え、家庭内の通信環境の有無にかかわらず授業のライブ配信の視聴等が行えるよう対策を講じていきます。（今後の調査等にも御協力ください。）

4 給食について

(1) 給食の開始 【9月7日（火）から】

(2) 給食が不要な場合の取扱い

次のア、イの理由により9月7日（火）から9月10日（金）までの4日間を通して給食が不要な場合は、8月30日（月）までに各学校（教頭あて）に連絡してください。

ア 登校を控える場合

イ 登校するが、給食は喫食せず帰宅する場合

※ 途中での変更はできませんので、御了承ください。

※ 給食が不要な場合、この期間の給食費は不要です。（年度末の給食費で調整します。）

5 放課後児童クラブについて

9月1日（水）以降、放課後から19時まで開所します。

給食開始前の9月1日（水）から9月6日（月）まで、及び9月7日（火）から9月10日（金）までの期間に給食を不要とした場合は、弁当を御用意ください。

事務担当

感染防止等学校保健に関すること	学校安全課	3 3 - 1 6 9 1
給食に関すること	学校安全課	3 3 - 1 6 9 4
教育課程全般に関すること	教育指導課	3 3 - 1 6 8 4
放課後児童クラブに関すること	教育総務課	3 3 - 1 7 3 1